

第14期第28回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時:令和7年10月27日(火) 午後2時

場 所:札幌市役所本庁舎 14階 1号会議室

第14期第28回 札幌市農業委員会総会 出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	欠席
4	大西 智樹	出席
6	上山 雅彦	欠席
7	千葉 悅子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	出席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について	
議案第4号	現況証明について	
議案第5号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
議案第6号	目標地図の素案について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書の提出について	
報告第3号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第5号	現況証明について(事務局長専決)	
日程1	札幌市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の選考委員の選出について	

第14期第28回農業委員会総会 議事録

令和7年10月27日(月)

発言者	議事内容
議長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第28回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、藤井委員及び上山委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者8名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号7番の千葉委員と議席番号8番の氏家委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、議案6件、報告5件、日程1件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1ページの申請番号20-301番につきましては、所有権移転でございます。譲受人は牧草や花き等を生産する予定の農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。9月22日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当していないため、同法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号30-303番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はタマネギを生産する農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料2-1の位置図をご覧ください。10月2日に大作推進委員と事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料2-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当していないため、同法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
橋場委員	よろしいでしょうか。
議長	どうぞ。
橋場委員	売買価格の欄の括弧の中の数字はどういった意味でしょうか。
振興係長	10a当たりの単価でございます。

発言者	議事内容
橋場委員	わかりました。
議長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。 (異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農地係長	それではご説明いたします。 2ページの申請番号 21-502 番につきましては、市街化調整区域内の農地を資材置場と駐車場にするため、農地を転用したいというものです。 場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北へ約 10km の市街化調整区域に位置する、10ha 未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯はありません。また、市街地の区域内または、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地には当たらず、それらの区域になることが見込まれないほか、近傍の標準的な農地を超える生産性を上げることができると認められることから、農地区分は第2種農地に該当すると判断されます。 譲受人は、建設業及びコンクリート製造業を行っており、近隣に資材置場と駐車場を借りていましたが、契約期間が満了したため、新たな事業用地を必要としております。 申請地は、事業規模に見合った土地面積、地理条件、事業効率を踏まえて選定したもので、ほかに適地はありませんでした。 次に資料3-2をご覧ください。土地の利用計画は、コンクリート製品置場が 200m ² 、原材料置場が 225.28m ² 、駐車スペースが 331.50m ² 、緑地が 475m ² 、側溝が 46.59m ² 、U字溝が 35.48m ² 、通路及び作業スペースが 716.15m ² で、転用面積は 2,030m ² となっております。 本申請は、第2種農地の転用であり、事業用地として必要な条件を踏まえて検討した結果、本申請地を選定していることから、周辺のほかの土地において事業の目的を達成することができると認められず、そのほかの許可基準に照らしても許可相当と判断されますので、北海道農業会議に意見聴取を行った上、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。 説明は以上でございます。
議長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。 (異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。

発言者	議事内容
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農地係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号 21-503 番につきましては、平成 29 年 1 月 12 日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けた事業でございますが、転用目的の達成が困難になったため、事業計画の変更をしたいというものです。</p> <p>場所でございますが、資料4の位置図をご覧ください。</p> <p>事業者は農地所有適格法人で、作物調整室や農業用倉庫などを設置する事業計画をたておりましたが、事業が始まる前に、常時農業に従事する主要な構成員が急死してしまったため、事業達成が不可能な状況となり、以降農業ができない状況でした。新たな事業承継者がおらず、法人の閉鎖ができない状況でしたが、今回、承継者が見つかったため、本申請に至ったところです。</p> <p>承継者は農地として土地を利用することを希望しており、農地法第3条の許可を得て、農地として土地を再利用する計画を立てています。申請地のほか、隣接する土地も購入し、トマトやきゅうりなどを作付けする予定であり、今回の事業計画変更承認が認められた後に、農地法第3条の許可申請を行う予定です。</p> <p>本件は、土地取得の資金計画にも問題がなく、変更後の事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められますので、別紙「農地転用許可後の事業計画変更に係る意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「現況証明」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>委員調査に係る説明は、調査員にしていただいておりますが、日程の都合がつかなかったため、事務局からご説明いたします。</p> <p>4ページの項番1の東区東苗穂町につきまして、9月16日に氏家委員、遠山委員と大作委員の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置につきましては、資料5-1の位置図をご覧ください。申請地では、牧草を作っていましたが、平成 17 年頃に牧草の納品先がなくなり、本人も高齢であり、後継者もいなかったことから、平成 18 年頃から土地を耕すこともしなくなったということです。</p> <p>現在は背の高い雑草に覆われており、排水状況も悪く、10 年以上耕作されていないため、今後も農業上の利用は見込まれません。</p>

発言者	議事内容
農地係長	<p>そのほか、申請地に係る調査内容は、資料5-2のとおりです。</p> <p>このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条(1)の「自然的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから10年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの申請番号20-609番及び6ページの申請番号30-605番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は5年間でございます。</p> <p>続きまして、5ページの申請番号20-610番から6ページの申請番号20-612番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農地所有適格法人でございます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第5号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「目標地図の素案」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>7ページの議案第6号「目標地図の素案」について、札幌市長より12月に公告される「地域計画」に係る目標地図の素案の提出依頼がありました。</p> <p>資料6-1及び6-2をご覧ください。今回変更がある「北札幌地区」及び「東地区」の素案でございます。</p> <p>資料6-3をご覧ください。今回の素案の変更一覧でございます。こちらに記載の内容に変更し、素案を作成しております。</p>

発言者	議事内容
振興係長	<p>素案の提出後、地域計画案が策定されましたら、協議の場が開催され、農業委員会へも意見が求められます。</p> <p>この農業委員会への意見照会につきましては、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合は、事務局長による専決ができることとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第6号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第5号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>8ページ及び9ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、東区で1件、清田区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に、10ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は2社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。</p> <p>資料7-1及び7-2をご覧ください。報告書を審査した結果、いずれも農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>次に、11ページ及び12ページの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、8月25日の第26回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p>
農地係長	<p>続きまして、13ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、東区で1件、西区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、駐車場・資材置場に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>最後に、14ページから17ページまでの報告第5号「現況証明」について、中央区で1件、北区で12件、東区で9件、白石区で1件、厚別区で3件、豊平区で1件、清田区で1件、南区で2件、西区で6件、合計36件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

発言者	議事内容
議長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。 (質問なし)
議長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 続きまして、日程1「札幌市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の選考委員の選出について」を議題とします。 選考委員の選出の方法について、事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 現在、在任している第3期推進委員は、農業委員の皆様と同じく、来年6月23日までの任期となっております。 推進委員の選任に関しましては、農業委員会等に関する法律により農業委員会が委嘱することとなっており、その選考のため、資料8-1の「札幌市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱」第8条の規定により、選考委員会を設置することとしております。 選考委員会の委員につきましては、資料8-2の「札幌市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置運営要綱」の第3条第1項及び第4条の規定により、5人の選考委員のうち、会長が委員長として、副会長が副委員長として就いていただくことになります。 残りの3人の選考委員につきましては、その他の委員の中から選出することとしております。 選出方法につきましては、原則、要綱第3条第2項の規定により、農業委員の無記名投票により行うこととしておりますが、同条第3項の規定により出席する農業委員全員に異議のないときは、指名推せんの方法によることができるとしております。 以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありましたら、3人の選考委員の選出方法につきまして、どの方法にしたらよろしいか、お諮りいたします。
千葉委員	よろしいでしょうか。
議長	どうぞ。
千葉委員	公正を期するために無記名投票により行うのはいかがでしょうか。
議長	はい。 その他、ご意見はございませんか。 (異議なし)
議長	それでは、他にご意見がありませんので、要綱第3条第2項の規定による無記名投票により行うことといたします。 投票の方法について、事務局から説明をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたとおり、投票を行いたいと思いますが、何かご質問はございませんか。
橋場委員	よろしいでしょうか。

発言者	議事内容
議長	どうぞ。
橋場委員	確認ですが、3人の名前を記入するという事ですか。
振興係長	投票用紙に候補者の名前が記載されておりますので、3人まで選び、○を付けていただきます。
橋場委員	わかりました。
議長	その他、ご質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	それでは、事務局は投票の準備を行ってください。
	(投票の準備)
議長	それではよろしいでしょうか。 ただいまより札幌市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の選考委員選挙の投票を開始します。 ただいまの出席委員数は8名です。 事務局は、各委員に投票用紙を配布してください。
	(投票用紙配布)
議長	全員に投票用紙は配られておりますでしょうか。 投票に入れます前に、投票箱がカラであることを確認していただきますので、事務局お願いします。
	(投票箱がカラであることの確認)
議長	それでは、投票は議席番号順で行いますので、1番である私が最初に投票し、1人ずつ順に投票を行っていただきます。
	(各委員1人ずつ記載台で記載、投票)
議長	投票漏れはございませんでしょうか。 それでは、札幌市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の選考委員選挙の投票を終了します。 それでは、これより開票を行います。 ここで、開票立会人を2名指名します。出席委員の年長順に千葉委員と吉田委員のお二人を指名します。 お二人は前の方へお進みください。
	(開票作業)

発言者	議事内容
議長	<p>それでは、開票が終了いたしましたので、投票結果及び当選人をご報告します。</p> <p>藤井委員 2票 大西委員 0票 上山委員 5票 千葉委員 6票 氏家委員 3票 平佐委員 4票 橋場委員 1票 吉田委員 3票 無効票 0票 合計 24票</p> <p>したがって、当選人は上山委員、千葉委員、平佐委員の3名となりました。</p> <p>以上、札幌市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員長は会長である私、副委員長は山本副会長、選考委員は上山委員、千葉委員、平佐委員の5名に決定いたしました。</p> <p>この後、第1回選考委員会を開催いたしますので、選考委員に選ばれた皆様はご出席をお願いいたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和7年11月25日、火曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、第29回総会は令和7年11月25日、火曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時45分